

足立区地域公共交通活性化協議会分科会規程

（目的）

第1条 この規程は、足立区地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第9条第2項に基づき分科会の組織、運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

（分科会）

第2条 規約第9条に基づく分科会とその構成員は、別表1のとおりとする。

（事業）

第3条 分科会は、規約第3条各号に掲げる業務について、別表2のとおり専門的な調査、検討を行うこととする。

（分科会会長）

第4条 分科会会長については、協議会の会長が指名する者とする。

（会議）

第5条 分科会は、規約第7条及び足立区地域公共交通活性化協議会会議運営規程に準ずるものとする。

（事務局）

第6条 分科会の事務局は、規約第10条及び足立区地域公共交通活性化協議会事務局規程に準ずるものとする。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、協議会の会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年5月24日から施行する。

別表 1

分科会名	構成員
地域公共交通分科会	足立区
	国土交通省関東運輸局
	協議項目を付議する公共交通事業者等
	関係住民の代表者
	その他分科会長が必要と認める者
運賃分科会	足立区
	当該運賃等を定めようとする公共交通事業者
	国土交通省関東運輸局
	関係住民の代表者
	その他分科会長が必要と認める者

別表 2

分科会名	協議事項	協議会における 取扱い
地域公共交通分科会	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項	分科会で審査後、活性化協議会にて議決を図る。
	国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく、陸上交通における地域の特性や実情に応じた地域に最適な交通手段の提供に関する事	
	その他分科会長が必要と認める事項	
運賃分科会	道路運送法第9条第4項に規定する運賃等に関する事	分科会で議決後、活性化協議会に報告する。
	その他分科会長が必要と認める事項	